

介護保険福祉用具購入費受領委任払協定書

筑西市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）
は、筑西市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱（平成26年市告示第68号。
以下「要綱」という。）に基づく福祉用具購入費の受領委任払いについて次のとおり協定する。

（目的）

第1条 乙は、要綱の目的に従い、介護保険の福祉用具を購入しようとする居宅要介護被保険者等の経済的負担の軽減を図る。

（受領委任払いの内容）

第2条 乙が、この協定に基づき居宅要介護被保険者等から受領できる費用は、福祉用具の購入にかかる費用の総額から保険給付費を控除した額とし、残りの額については、居宅要介護被保険者等から保険給付費の受領に関する権限の委任を受けることにより甲から受領する。

（受領委任払いに係る乙の要件）

第3条 乙が、この協定に基づき居宅要介護被保険者等に代わって福祉用具購入費を受領できるのは、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1)要綱第3条に規定する対象者からの委任を受けたとき。
- (2)要綱第4条第3項の規定により取扱事業者として登録を受けているとき。

（保険給付の請求及び受領）

第4条 乙は、利用者から福祉用具購入費の受領に関する権限を受任したときは、サービスの提供完了後、速やかに利用者に要綱第9条に規定する介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第8号）の提出を促すこと。

2 甲は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その申請が正当なものであると認めるときは、当該支給申請に係る保険給付の支給を決定し、その内容が正当でないと認めるときは、当該支給申請にかかる保険給付の不支給を決定し、利用者及び乙に対してその旨を通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により支給を決定したときは、支給を決定した当月の25日（ただし、支給日が金融機関の休日にあたる場合は、直前の金融機関営業日）に当該支給申請に係る保険給付の支給を行うものとする。

(利用者負担の徴収)

第5条 乙は、この協定に基づき福祉用具購入費の受領委任払いを受けようとするときは、要綱第12条に規定する額を利用者から事前に徴収しなければならない。

(介護保険法等の遵守及び秘密の保持)

第6条 乙は、この協定に定める事業の実施に当たっては、介護保険に関する法令を遵守するとともに、委任した居宅要介護被保険者等の秘密を他人に漏らしてはならない。

(利用者との調整)

第7条 乙は、サービスの提供に当たっては誠意を持って対応することとし、サービスの提供に際して利用者との間に問題が生じたときは、乙の責任において解決しなければならない。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が要綱第8条のいずれかに該当した場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても甲は賠償の責めを請け負わない。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定の締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、甲又は乙から特段の申し出がない限り、この協定は同一の条件をもってさらに1年間更新するものとし、以降同様とする。

(変更届の提出)

第10条 乙は、乙の名称、所在地及びその他の登録事項に変更が生じたときは、要綱5条に規定する介護保険福祉用具受領委任払取扱事業者変更申請書(様式第5号)により速やかに届け出るものとする。

(周知)

第11条 甲は、この協定を締結したことをもって、乙を福祉用具購入受領委任払取扱事業者として登録し、市民に周知する。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 所 在 地 筑西市丙360番地

名 称 筑西市

代表者名 筑西市長 須 藤 茂 印

乙 所 在 地

事業所名

代表者名 印